

## 議案第 11 号

### 負担付きの寄附の受納について

次のとおり負担付きの寄附を受納することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 9 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

俱知安町長 文 字 一 志

### 記

#### 1 寄附を受ける財産

##### (1) 建物

所在地 虻田郡俱知安町北 6 条東 7 丁目 1 番地 3 の内

構造 木造地上 1 階建て 1 棟

建築面積 約 199.74 m<sup>2</sup>

延床面積 約 199.74 m<sup>2</sup>

##### (2) 前号の建物に係る附帯設備一式

#### 2 寄附者

虻田郡俱知安町ニセコひらふ 5 条

徳丸 滋

#### 3 寄附の条件

本町が、寄附の受納後、本建物の名称を「ムセオくっちゃん」とし、地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設として設置することができない場合は、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができる。

## 1. 基本コンセプト

この施設は寄附者の作品の収蔵、展示のみならず地域の作家の作品収蔵、展示も考慮して、地域の子ども達や地域の方々にとって「芸術にふれ心を開く場」となることを目指しています。

### ① 地域住民が芸術にふれ心を開く場の提供

様々な作品をとおして若い世代や子ども達といった未来の担い手達にこの地域に愛着を持ってもらい、絵画芸術、創作活動の糧となる場を提供します。

### ② 次世代の芸術家の育成

地域の若い世代などの作品の展示や活動ができる場を提供します。

### ③ 倶知安の歴史・文化との出会い

倶知安町の文化の場である美術館・風土館を繋ぐ施設として、より一体感をもって「郷土」の価値の発見と発信を行います。

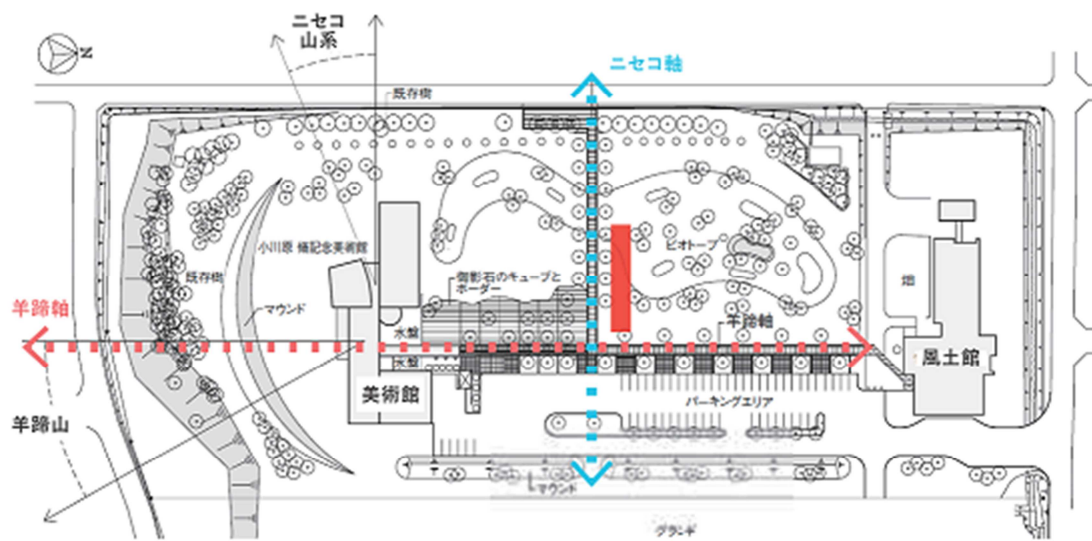
## 2. 建設と管理の役割分担

寄附者が建物の設計・建設を行い、完成後は倶知安町が公の施設として管理

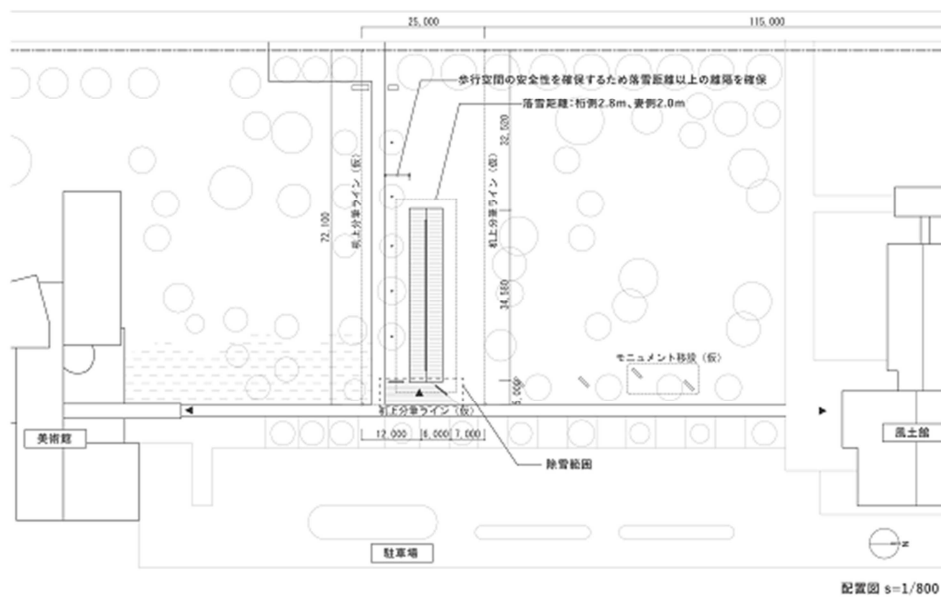
## 3. 運営

倶知安町による運営

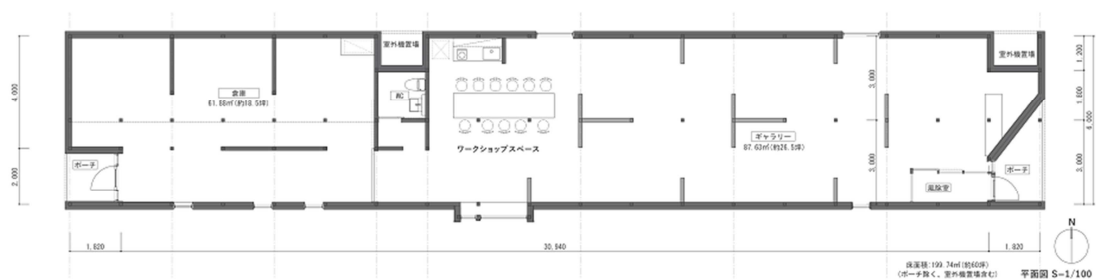
○エリアイメージ〈参考〉



○建物配置イメージ〈参考〉



○建物平面イメージ〈参考〉



○建物立面イメージ〈参考〉



○建物内観イメージ〈参考〉

